

②建物用途

岡山城主要部の建物用途を見ると、本丸部分（烏城公園）周囲の住宅地内の建物は、都市公園区域・風致地区となっているため、ほとんど全て2階建て以下の低層住宅である。石山・西の丸内は、市民会館・病院・放送局・旧放送局・旧小学校の比較的規模の大きな建物が占めているが、西の丸の周囲には石垣に密接して小規模な住宅や中高層のホテル・店舗・業務ビルが建ち並び、南面を除いて石垣を目にすることができず、また国重要文化財西丸西手櫓も、正面にあたる西面の姿を見ることができない。

周囲に石垣が良好に残る対面所跡の周囲には、北面・南面～東南角に商業ビル・住宅が建ち、石垣を覆い隠しているが、西面は道路に接しているため建物がなく、石垣を目にすることができる。しかし、対面所跡の周囲の道路幅員は狭く、隣接する街区に中層ビルが多いため、対面所跡自体、城の郭の一部としての存在感が薄い。

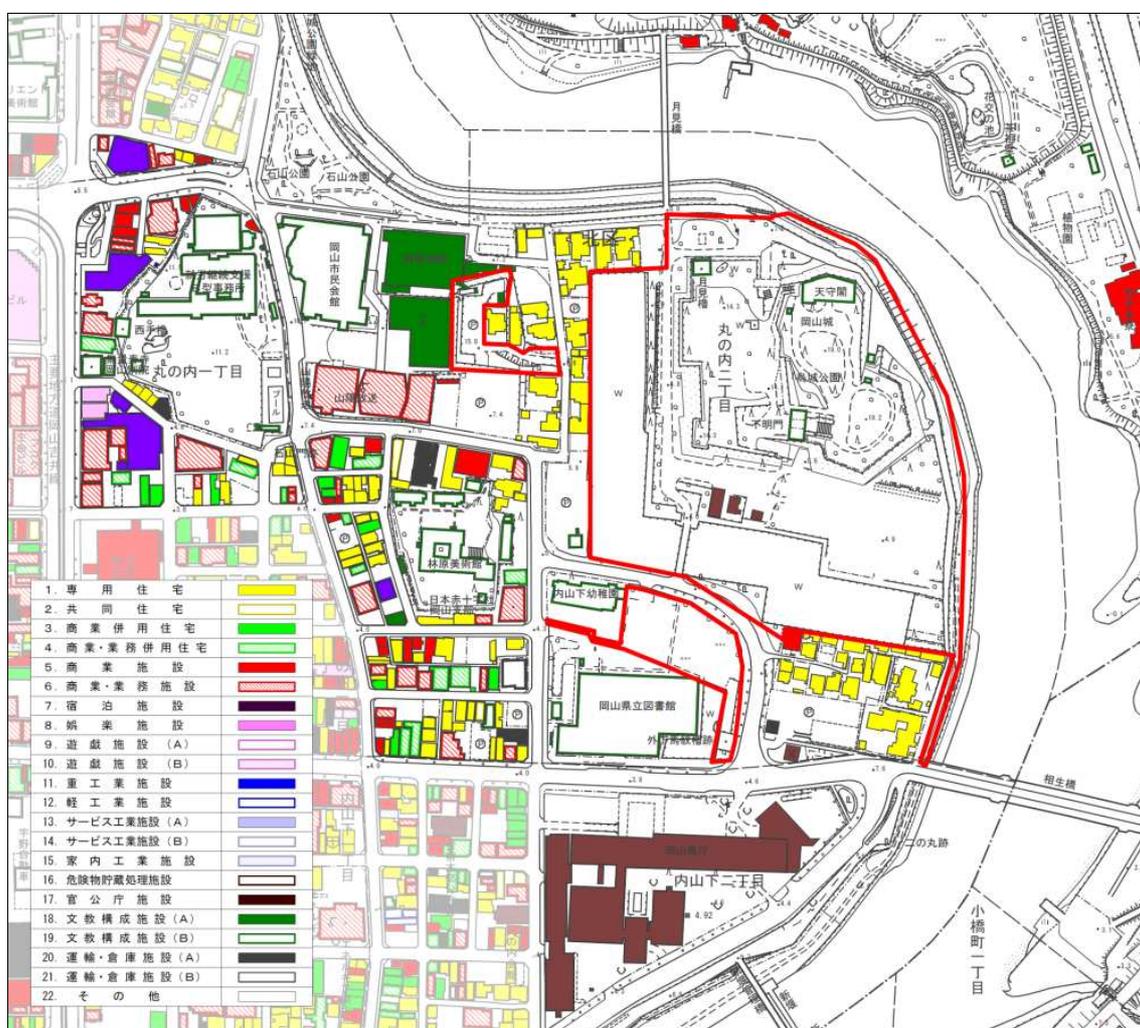


図 2-6：岡山城主要部の建物用途現況（平成 23 年岡山市土地利用現況等調査）

③土地の所有関係

岡山城主要部内の土地所有者を見ると、市有地は烏城公園として整備されている本丸の大部分、烏城公園駐車場、西の丸（旧内山下小学校跡地）、市民会館、旧NHK岡山放送会館等である。県有地は県立図書館と、烏城みちをはさんだ東側の駐車場等で、それ以外の大部分は民有地である。面積比でみると、主要部全体約13.4haのうち、市有地が約9.1ha（68%）、民有地が約3.5ha（26%）である。

表 2-3：岡山城主要部内の土地所有者割合

所有	面積	比率	備考
国	0.1 ha	1%	石山門石垣など
岡山県	0.7 ha	5%	県立図書館など
岡山市	9.1 ha	68%	烏城公園（本丸）、市民会館など
民有地	3.5 ha	26%	桜馬場・旧本丸・東南郭の大部分など
計	13.4 ha	100%	

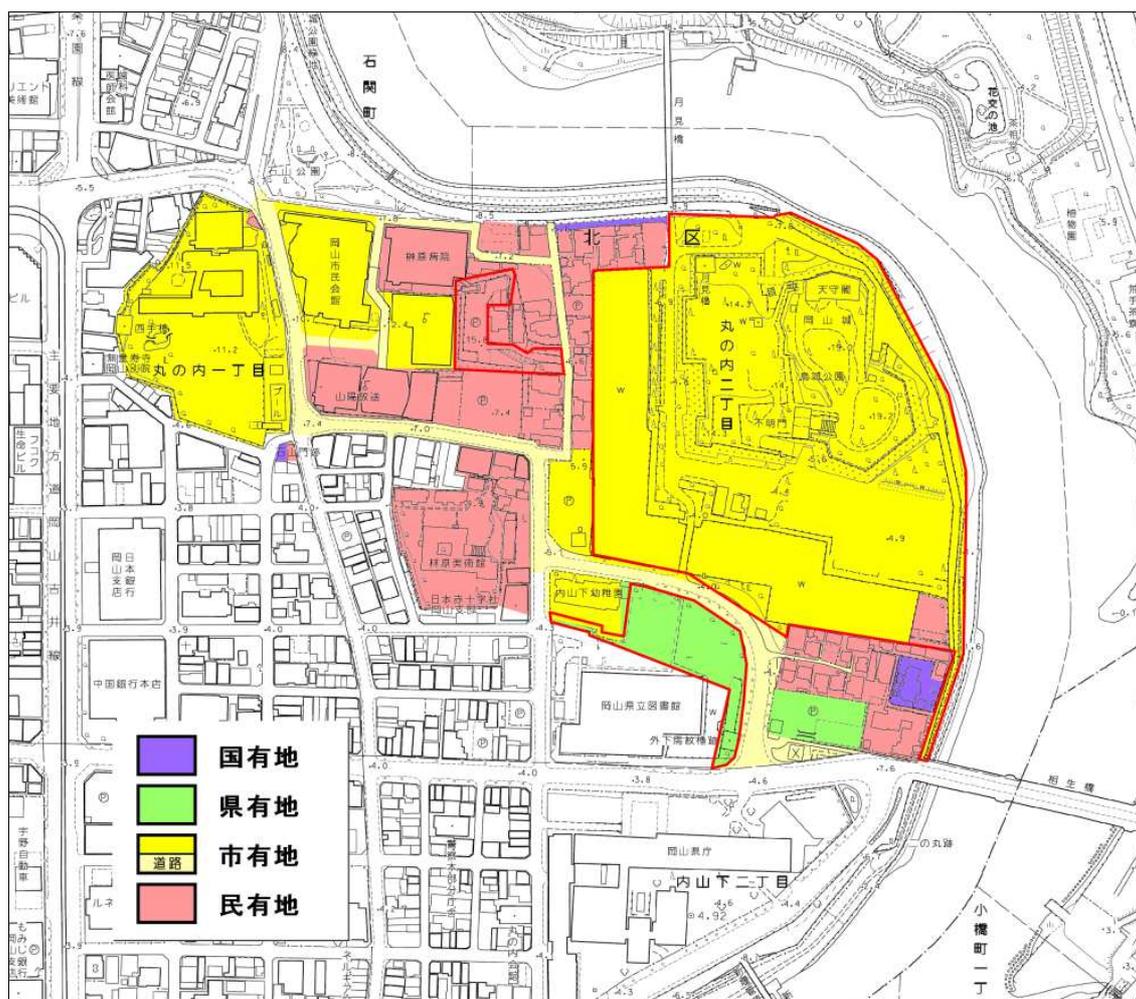


図 2-7：岡山城主要部内の土地所有

(5) 岡山城主要部とその周囲の関連法規制等

① 都市計画用途地域

岡山城主要部のうち、国史跡既指定区域をすべて含む本丸、後楽園、二の丸内屋敷のうち桜の馬場・東南の郭跡は第1種住居地域に指定されているが、西の丸・石山（市民会館除く）・対面所跡は商業地域となっている。

- ・ 第1種住居地域（黄色） 住居の環境を保護するため定める地域。3,000㎡以下の店舗及び事務所、ホテルなどは建てられる。
- ・ 商業地域（赤系） 主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域。住宅や小規模の工場も建てられる。

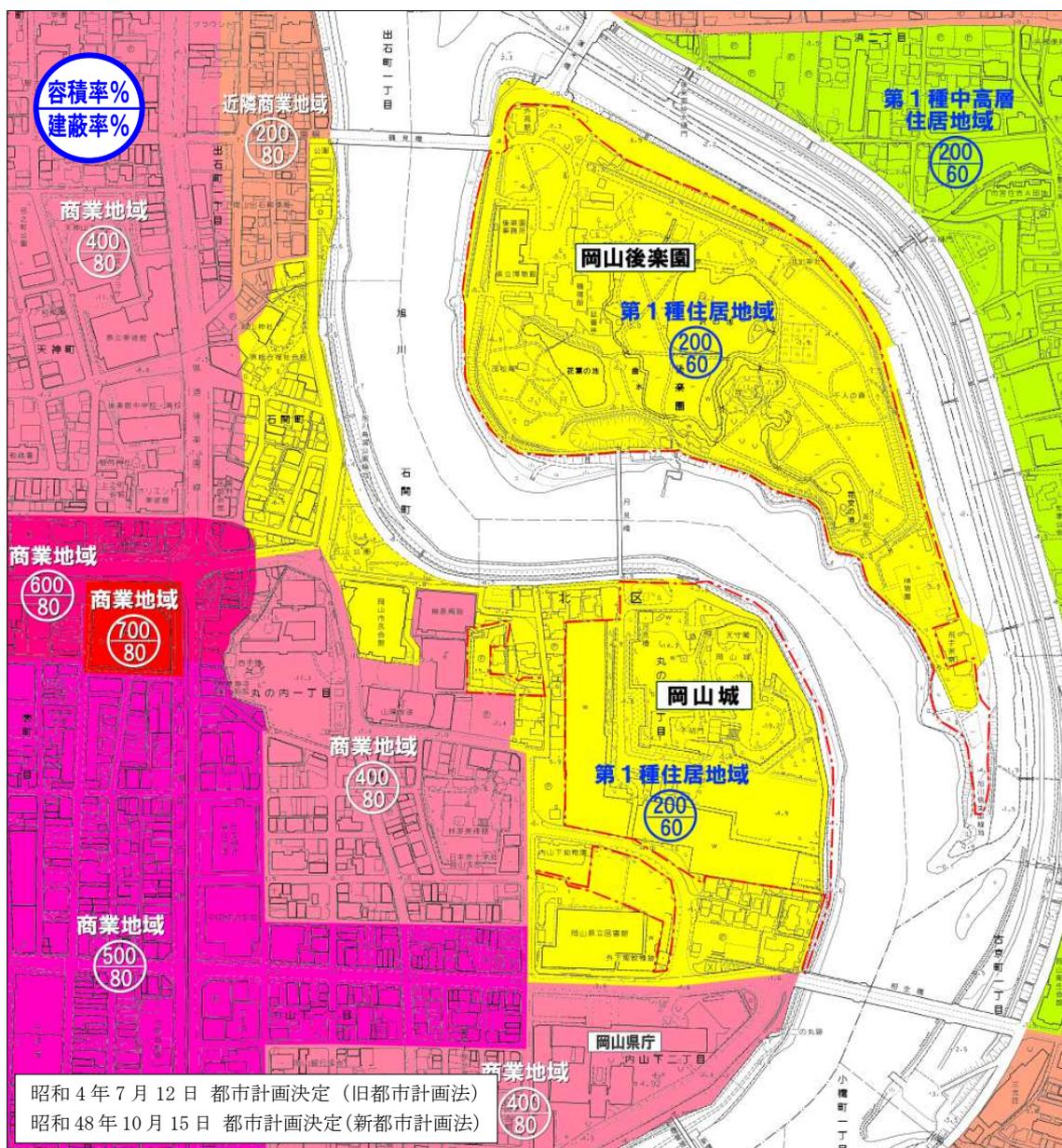


図 2-8 : 岡山城周辺の都市計画用途地域

②防火地域・準防火地域

岡山城主要部のうち、本丸・烏城公園駐車場・内堀沿いの宅地・旧本丸・市民会館を除く地域が準防火地域に指定されている。主要部内に防火地域に指定されている地域はないが、西の丸の西に隣接する街区が防火地域となっている。一定規模以上の建築物を耐火建築とする等の規制がかかる。

- ・ 防火地域（■） 階数が3以上、又は延面積が100㎡を超える建築物については耐火建築物としなければならない等の規制がある。
- ・ 準防火地域（■） 地階を除く階数が4以上、又は延面積が1500㎡を超える建築物については耐火建築物としなければならない等の規制がある。

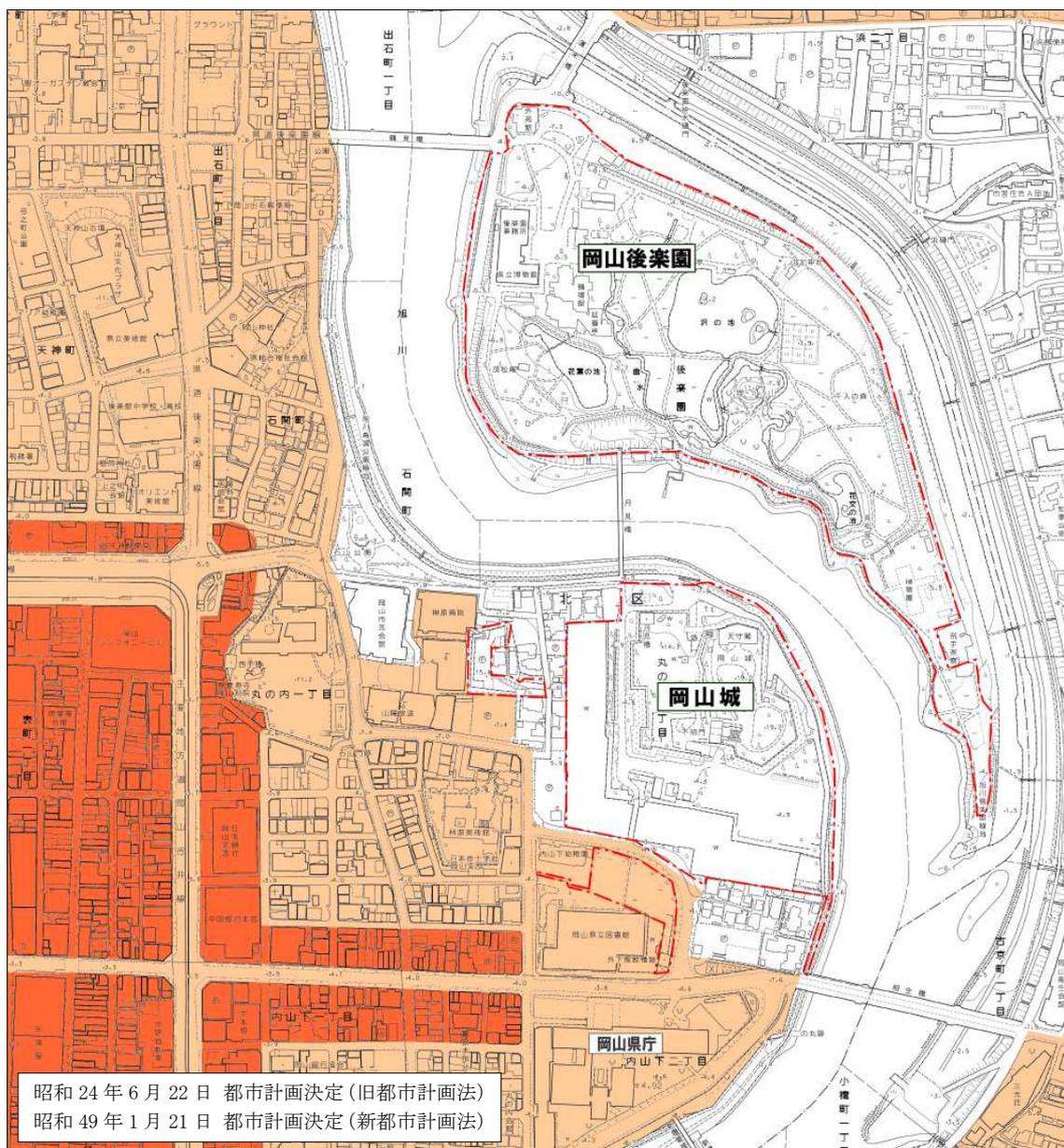


図2-9：岡山城周辺の防火地域・準防火地域

③都市計画公園

岡山城主要部のうち、本丸・後楽園とその周辺が都市計画施設である都市計画公園に指定されている。この区域内において建築物の新築、増築等を行う場合には、都市計画法第53条の規定により市長の許可が必要となる。

【許可基準】次のいずれにも該当し、かつ容易に移転し又は除去できるものであると認められるもの

- ・ 階数が2以下で、かつ地階を有しないこと。
- ・ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

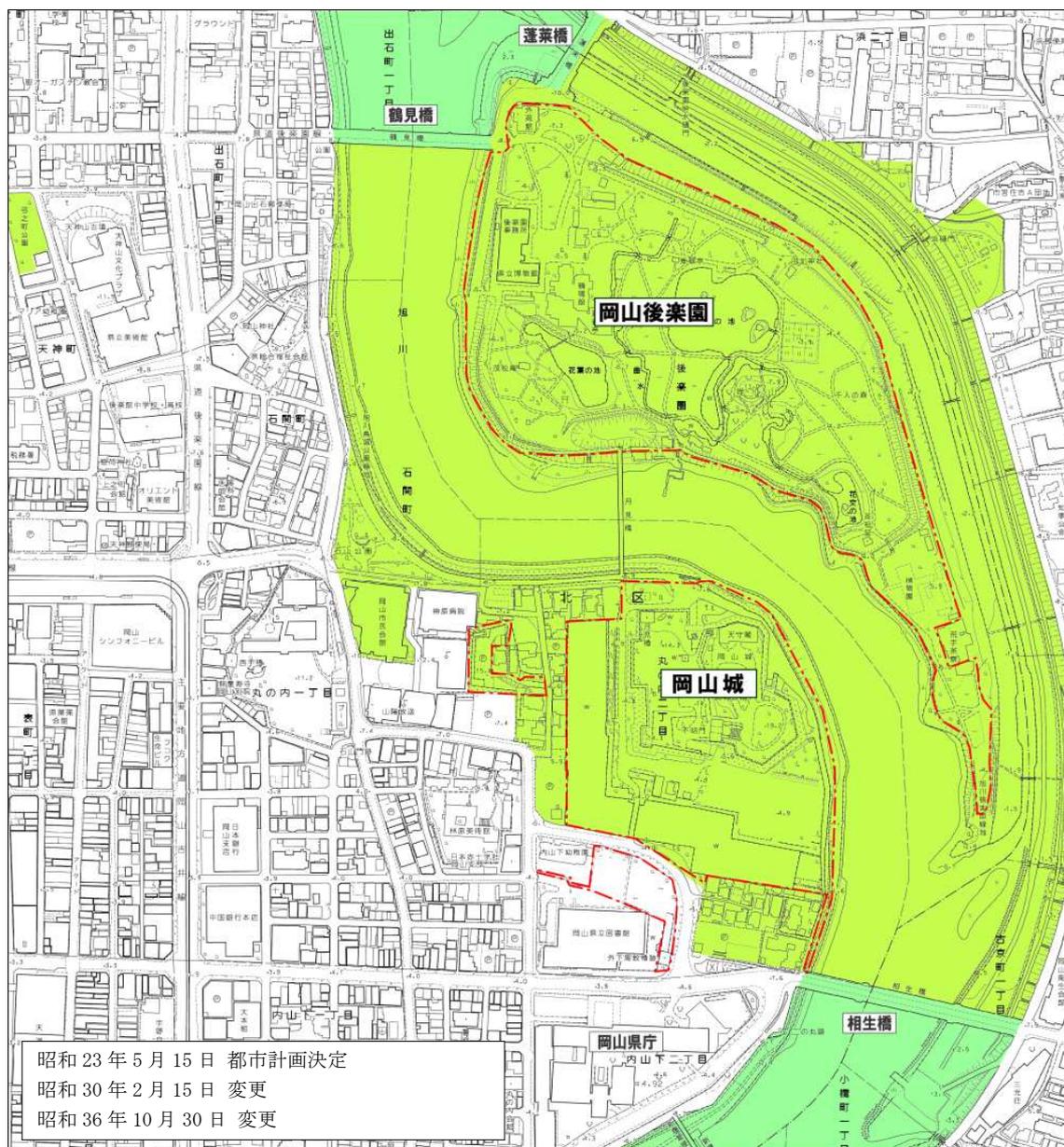


図 2-10：岡山城周辺の都市計画公園（■）・都市計画緑地（■）

④風致地区

岡山城主要部のうち、本丸・後樂園とその周辺が風致地区に指定されており、この地区内で以下の行為をしようとする場合、市長の許可が必要となる。

- ①建築物等の新築・改築・増築・移転 ②宅地造成・開墾 ③木竹伐採 ④土石類採取
- ⑤水面埋立・干拓 ⑥建築物等の色彩変更 ⑦土石・廃棄物・再生資源のたい積

表 2-4：建築物等の許可基準

地区種別	建ぺい率	後退距離	建物の高さ
一般地区	40%以下	1.0m以上 (相生橋～蓬莱橋間の旭川 堤防上は2.0m)	8.0m以下
第1種地区			12.0m以下
第2種地区			15.0m以下

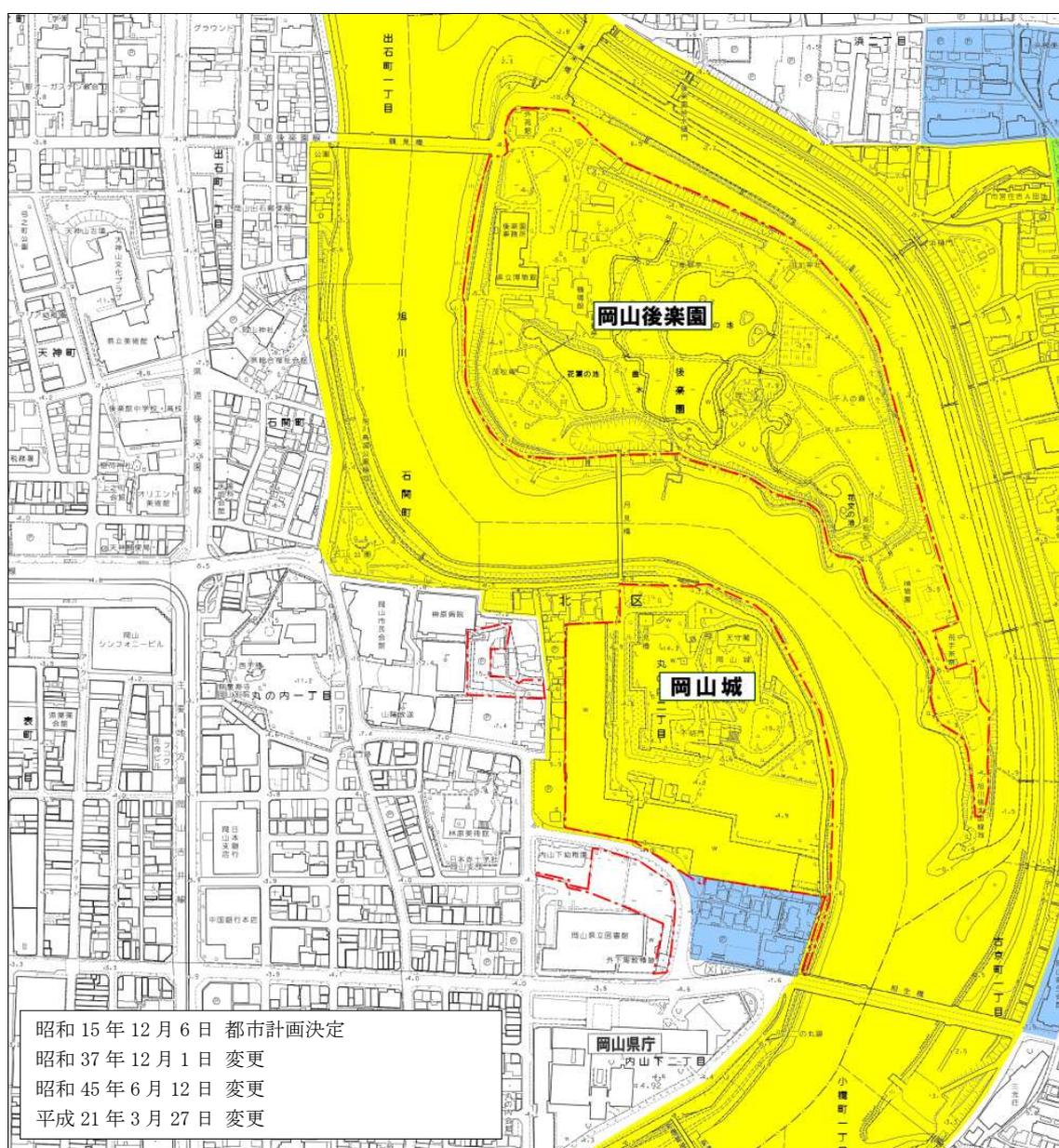


図 2-11：岡山城周辺の風致地区

⑤文化財保護法適用地

旧城郭のうち、本丸・後楽園及び二の丸内屋敷の一部が国の史跡「岡山城跡」に指定されている。また、旧外堀（二十日堀）内のほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地に指定されている。

埋蔵文化財包蔵地とは、石器・土器などの遺物や貝塚・古墳・住居跡などの遺跡が土中に埋もれているエリアのことで、このエリア内において土木工事等を行う場合には届出等の所定の手続きが必要となる。記録を保存するために、発掘調査を行わなければならない場合もある。

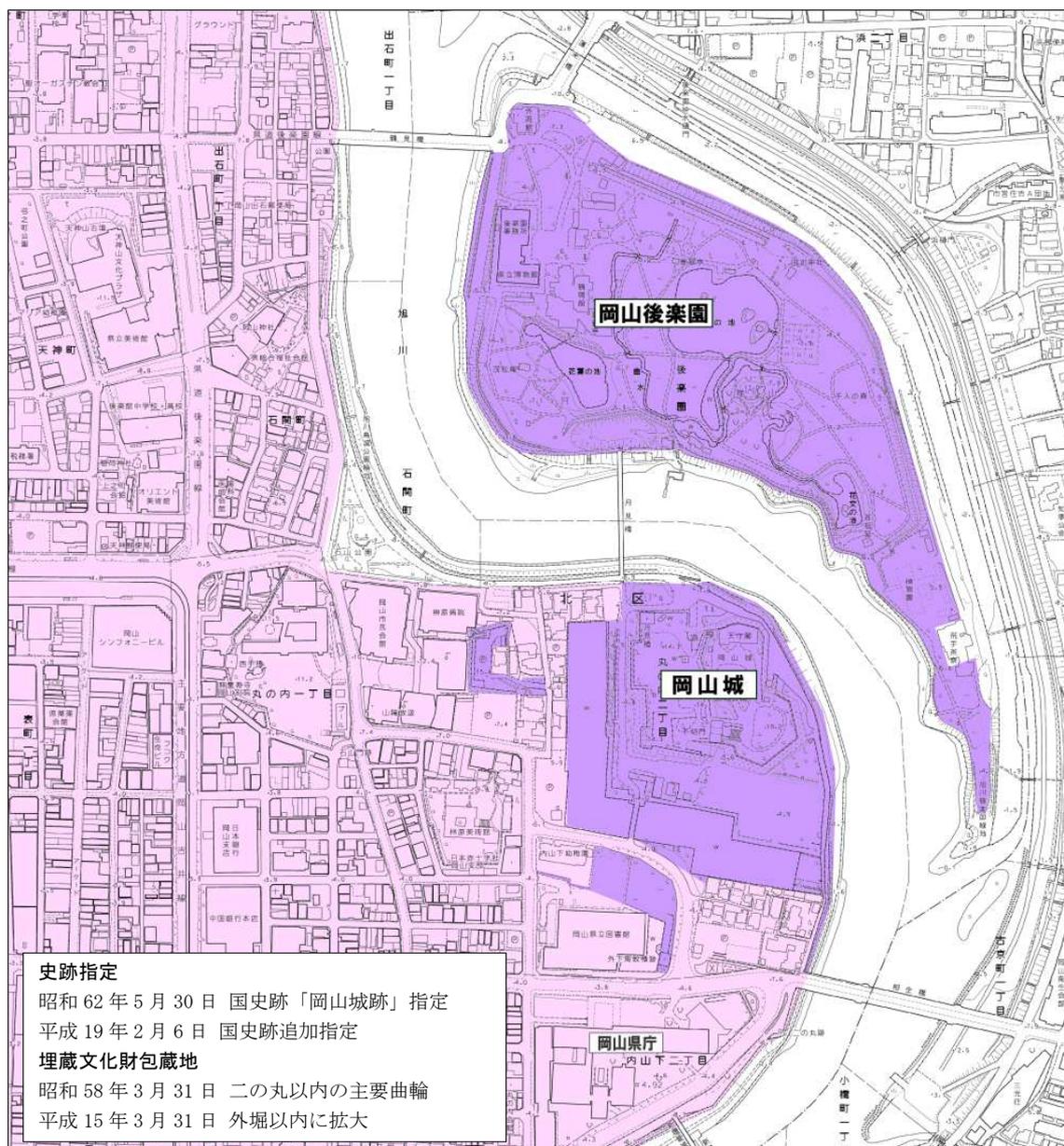


図 2-12：岡山城周辺の文化財保護法適用地
 (■ 国史跡「岡山城跡」指定地 ■ 埋蔵文化財包蔵地「岡山城跡」)

⑥各種法規制等の根拠と指定・決定時期

●都市計画用途地域

用途地域は、旧都市計画法（大正8年法律第36号）の規定に基づき、昭和4年7月12日に、その後、新都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）の規定に基づき、昭和48年（10月15日岡山県告示第951号）に都市計画決定され、その後の変更を経て現在に至っている。

●防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域は、旧都市計画法および市街地建築物法（大正8年法律第37号）の規定に基づき、昭和24年（6月22日建設省告示第640号）に、その後、新都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）及び建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）の規定に基づき、昭和49年（1月21日岡山市告示第11号）に都市計画決定され、その後の変更を経て現在に至っている。

●都市計画公園「烏城公園」

都市計画公園「烏城公園」は、旧都市計画法の規定に基づき、昭和23年（5月15日建設院告示第182号）に12.6haが都市計画決定され、その後昭和30年（2月15日建設省告示第151号）、昭和36年（10月30日建設省告示第2,440号）に変更があり、現在の計画決定面積は22.6ha、供用面積は20.7haである。

●後楽園風致地区

後楽園風致地区は、旧都市計画法の規定に基づき、昭和15年（12月6日内務省告示第631号）に約69haが都市計画決定された。その後、昭和37年（12月1日建設省告示第2,972号）、昭和45年（6月12日岡山県告示第467号）及び平成21年（3月27日岡山市告示第250号）の変更を経て現在の風致地区面積は203.7haである。

●文化財保護法適用地

国史跡は、文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）の規定に基づき、昭和62年5月30日付け文部省告示第65号にて指定され、平成19年2月6日付け文部科学省告示第12号にて追加指定が行われた。

埋蔵文化財包蔵地は、昭和58年（1983）3月31日、『岡山市埋蔵文化財分布地図』（岡山市教育委員会）に二の丸内屋敷以内の主要曲輪が包蔵地として示され、平成15年（2003）年3月31日に、『改訂岡山県史跡地図』（岡山県教育委員会）の中で、範囲が外堀以内に拡大されている。

(6) 岡山城主要部内の建築物・工作物等の状況

岡山城主要部内のうち、本丸及び西の丸には、歴史的建造物ではない建築物や工作物等が数多く存在する。

建築物は公園でもある岡山城本丸（烏城公園）の施設管理や来訪者のための便益施設で、外観意匠を城郭建築風にしているものもあるが、かつてその場所にあった城郭建築を外観のみ復元して用途のみ変えているものではなく、全くの新設である。

工作物は記念碑、人物像、石碑、案内看板等であるが、記念碑や人物像はすべてが岡山城にゆかりがあるものではなく、設置場所を決める際に、岡山市を代表する場所として、この地を選んだのではないかと思われるものもある。案内看板は設置された時期や設置者により意匠が異なっており、ほとんど同じ内容のものが近接して別々に設置されていたり、設置時期が古いものの中には老朽化が激しく文字や図がかすれていたりするものも見受けられる。また、工作物ではないが、ベンチなどの器物類の中には、城跡の雰囲気にとぐわなない物もあり、観光客や市民から改善を要望する声も聞かれる。

表 2-5：岡山城主要部内の主な工作物（No.は図 2-13 の番号と対応）

No.	名称	種別	設置年	備考
本丸（下の段）				
1	（築堤の碑）	石碑	昭和 13 年(1938)	昭和 9 年水害後の築堤を記念
2	剣豪奥村寅吉翁之寿碑	石碑	昭和 34 年(1959)	揮毫 田淵久（岡山市長）
3	岡山城案内板	案内板		
4	岡山城の歴史を今に	案内板	平成 17 年(2005)	史跡整備事業の案内（2 箇所）
5	岡山城周辺観光案内図	案内板		
6	岡山開府四百年記念開祖宇喜多氏顕彰之碑	石碑		
7	笠井信一先生像	人物像	昭和 33 年(1958)	戦前の岡山県知事 揮毫 原澄治（元倉敷町長）
8	地名由来碑 岡山	石碑		岡山市
9	烏城公園案内図	案内板		
10	烏城公園	石碑		
本丸（中の段）				
11	国指定重要文化財 岡山城月見櫓	案内板		市教育委員会・ライオンズクラブ
12	国寶 岡山城月見櫓	石碑	昭和 8 年(1933)	文部省
13	表書院	案内板		2 箇所設置
14	岡山城の沿革	案内板		
15	岡山中学の址	石碑	昭和 28 年(1933)	不明門脇の石垣に埋め込み
本丸（本段）				
16	天守閣の礎石	石造	昭和 41 年(1966)	旧天守閣の礎石のみ移設

17	「岡山城」詩碑	石 碑		
18	石燈籠	石 造	平成 12 年(2000)	
旧本丸・石山				
19	地名由来碑 石山	石 碑		岡山市
20	宇喜多氏築城以前 岡山城本丸址	石 碑		
21	太閤腰掛石	石 造		民地内
西の丸				
22	池田光政公隠棲之處	石 碑		
23	池田光政公隠居所跡	案内板	平成 16 年(2004)	
24	岡山城跡について	案内板	昭和 60 年(1985)	
25	内山下小学校原票	石 碑		
26	日露戦争記念樹	石 碑		
27	内山下小学校校訓	石 碑	昭和 61 年(1986)	揮毫 岸信介(卒業生・元首相)
28	岡村正義先生像	人物像	昭和 34 年(1959)	戦前の内山下尋常小校長 揮毫 岸信介(卒業生・元首相)
29	二宮金次郎像	人物像		
30	池田光政公御居間址	石 碑	昭和 7 年(1932)	揮毫 池田宣政(藩主末裔)
31	国寶 岡山城西丸西手櫓	石 碑	昭和 8 年(1933)	文部省
32	国指定重要文化財 岡山城西丸西手櫓	案内板	平成 5 年(1993)	市教育委員会
33	国指定重要文化財 岡山城西丸西手櫓	案内板		市教育委員会・ライオンズクラブ
34	明治天皇臨幸記念碑	石 碑	昭和 14 年(1939)	揮毫 池田宣政(藩主末裔)
35	岡山城二の丸(西の丸)跡	案内板		
36	岡山城石山門跡	案内板	平成 8 年(1996)	
37	□門 一名澁蔵門	石 碑		上部欠損。(古写真によると、 「国寶 岡山城石山門」)
対面所・東南の郭				
38	地名由来碑 対面所跡	石 碑		
39	後樂園風致地区	石 碑		
40	岡山城内堀	石 碑	昭和 58 年(1983)	内堀寄付の記念碑
41	岡長平墨蹟碑	石 碑	昭和 57 年(1982)	郷土史家
42	山羽虎夫像	人物像	昭和 29 年(1954)	国産自動車の発明家
43	健忘齋 中川横太郎君之碑	石 碑	明治 44 年(1911)	東山公園から移設
44	烏城みち	石 碑		
45	岡山城内堀跡・外下馬門跡	案内板		
46	岡山市立丸の内中学校跡地	石 碑	平成 16 年(2004)	

※この他、本丸内に城郭建造物(現存、再建、跡)や石垣を紹介する案内板が多数設置されている。

表 2-6 : 本丸内の城郭建築除く建築物 (No.は図 2-13 の番号と対応)

No.	名称	建築年	構造	建築面積
下の段				
47	中区維持管理事務所棟		木造平屋建て瓦葺	108 m ²
48	車庫兼倉庫		鉄骨平屋建てカラーベスト葺	130 m ²
49	公衆トイレ (内下馬門内)			
50	公衆トイレ (月見櫓下)			
51	月見櫓防災設備消火ポンプ室			
中の段				
52	消火ポンプ室 (2 棟)			
本段				
53	観光ボランティア案内所		木造平屋建銅版葺	10 m ²

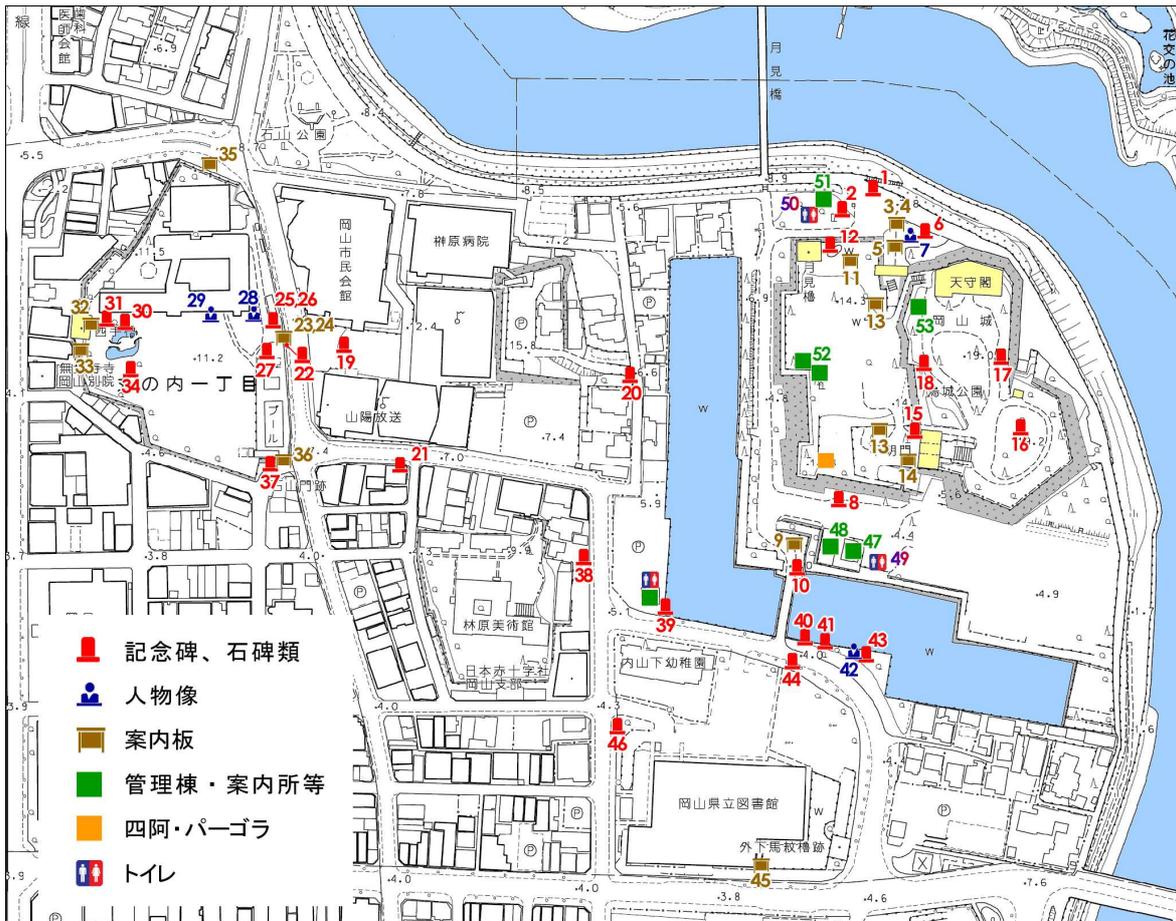


図 2-13 : 岡山城主要部内の主な工作物・建築物 (番号は表 2-5・6 のNo.と対応)

岡山城主要部内の石碑類 (番号は表 2-5・6 のNo.及び図 2-13 の番号と対応)



6. 宇喜多氏顕彰之碑



10. 烏城公園碑



12. 国寶 岡山城月見櫓碑



15. 岡山中学の址碑



16. 天守閣の礎石



17. 「岡山城」歌碑



20. 宇喜多氏築城以前岡山城本丸址碑



22. 池田光政公隠棲之處碑